

令和元年（厚）第741号（以下「甲事件」という。）

令和元年（厚）第751号（以下「乙事件」という。）

令和2年6月30日

主文

後記「事実」欄第2の2(3)記載の原処分をいずれも取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

- 1 甲事件及び乙事件の再審査請求人（以下「請求人」という。）の甲事件に係る再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるということである。
- 2 請求人の乙事件に係る再審査請求の趣旨は、後記第2の2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢厚生年金及び老齢基礎年金（以下、併せて「老齢給付」という。）の受給権者であった亡A（以下「A」という。）が死亡したので、その内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、後記2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(3)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分をいずれも不服として、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、老齢給付の受給権者であったAが平成○年○月○日に死亡したので、同年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であると

して、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、Aに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの（以下「本件未支給保険給付等」という。）の支給を請求した。

- (2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「受給権者Aの死亡当時において、Aと戸籍上の妻Bとの夫婦関係が完全に形骸化しているとは認められない。したがって、請求者Cは遺族厚生年金を受給できる遺族に該当しないため。（厚生年金保険法第59条）」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「本件遺厚不支給処分」という。）をした。
- (3) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「あなたから請求のありました、下記の受給権者（注：Aを指す。）の死亡に係る国民年金未支給年金・厚生年金保険未支給保険給付については、受給権者の死亡当時、受給権者と戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないため」という理由により、本件未支給保険給付等を支給しない旨の処分（以下「本件未支給保険給付等不支給処分」といい、本件遺厚不支給処分と併せて「原処分」という。）をした。
- (4) 請求人は、原処分をいずれも不服として、平成○年○月○日（受付）、審査官に対し、それぞれ審査請求をした。
- (5) 審査官が、上記(4)記載の審査請求について、併合して審理し、令和○年○月○日付けで、いずれも棄却の決定をしたことから、請求人は、原処分をいずれも不服として、同年○月○日（受付）、当審査会に対し、いずれも再審査請求をした。
- (6) 当審査会は、本件未支給保険給付等不支給処分に係る乙事件を、本件遺厚不支給処分に係る甲事件に併合して審理することとした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）が死亡した場合は、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる内縁関係にある者）を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係（以下「重婚的内縁関係」という。）にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、重婚的内縁関係における配偶者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものとして認定するとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第3条第2項、第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）。）。
- 2 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した受給権者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給保険給付等」という。）があるときは、その受給権者の配偶者であって、

その受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給保険給付等の支給を請求することができることとされている。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むが、その受給権者が重婚的内縁関係にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、重婚的内縁関係における配偶者は、上記1と同様、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、未支給保険給付等を請求することができる配偶者に当たるものとして認定するとされている（厚年法第3条第2項及び第37条第1項、国民年金法第5条第7項及び第19条第1項並びに本件通知）。

- 3 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが適格死亡者及び老齢給付の受給権者であったこと、請求人とAが戸籍上の婚姻関係を有していなかったこと、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったこと及び利害関係人が戸籍上Aの配偶者であったことについては、後記第2の1(1)ないし(3)及び(5)の認定事実から明らかであり、これらの点についての当事者間の争いはないものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2(2)及び(3)にそれぞれ記載の理由により、遺族厚生年金及び本件未支給保険給付等をいずれも支給しない旨の処分がされたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係に照らして、Aの死亡当時において、まず、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたと認めることができないかどうかであり、それを認めることができるときは、次に、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができないかどう

か、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次に掲げる資料はいずれも写しである。

(1) ○○区長が証明するAを筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(改製日平成○年○月○日。平成○年○月○日付け。)によれば、Aは、昭和○年○月○日に出生し、昭和○年○月○日に利害関係人(昭和○年○月○日生)と婚姻して、平成○年○月○日に死亡し、その婚姻関係はAが死亡する時まで継続している。また、Aの死亡届は、同居者として請求人が提出している。そして、○○区長が証明する請求人を筆頭者とする戸籍の全部事項証明書(改製日平成○年○月○日。平成○年○月○日付け。)によれば、請求人は、昭和○年○月○日に出生し、婚姻の記録は記載がない。

(2) Aは、平成○年○月○日午後○時○分、○○市○○区○○町○-○-○に所在のa病院(以下「a病院」という。)において、慢性心不全の急性増悪により死亡した。

(3) Aは、60歳に達した平成○年○月○日に、厚年法附則第8条の規定によるいわゆる特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得し、65歳に達した平成○年○月○日に、同年金の受給権は失権して老齢給付の受給権を取得した。また、Aは、その死亡時において、厚生年金保険の被保険者期間として470月を有していた。

(4) ○○区長がそれぞれ証明するAに係る住民票の除票(平成○年○月○日付け)、Aを筆頭者とする戸籍の附票(改製日平成○年○月○日。平成○年○月○日付け。)及び利害関係人に係る世帯全員の住民票(平成○年○月○日付け)によれば、Aは、昭和○年○月○日に○○市○○町○-○-○から○○市○○町○-○-○(平成○年○月○日に行政区画変更により○○市○○区○○

町○-○-○)に住所表示の変更あり。以下、この行政区画変更による変更後の住所表示と併せて「b宅」という。)に転入し、その後、同人が死亡する時まで住所の変更はない。また、利害関係人は、昭和○年○月○日にb宅に住所を定めた後、平成○年○月○日にb宅から同市○○区○○町○-○-○(平成○年○月○日の行政区画変更前の住所表示は○○市○○町○-○-○であり、以下、この行政区画変更前の住所表示と併せて「c宅」という。)に転居し、その後、住所の変更はなく、c宅において同人のみを世帯員とする世帯の世帯主である。なお、c宅には、同人とAとの間に出生した長女Dが、平成○年○月○日から住所を定めている。そして、同区長が証明する請求人に係る世帯全員の住民票(平成○年○月○日付け)によれば、請求人は、平成○年○月○日に同市○○区○○町○-○-○ ○○○○○号から同市○○区○○町○-○-○ ○○方へ転入し、その後、住所の変更はなく、同所において同人のみを世帯員とする世帯に属している。

(5) ○○市長が証明する請求人の平成○年分に係る市民税・○民税(所得・課税)証明書(平成○年○月○日付け)によれば、請求人に係る平成○年分の合計所得金額は○○○万○○○○円(全額雑所得)である。

(6) 請求人が作成した遺族年金(重婚の内縁関係)についての申立書(平成○年○月○日付け。以下「本件申立書」という。)があり、その主な内容を記載すると、次のとおりである。

添付書類から、事実関係を時系列で抜き出すと以下のとおりである。

(注：記載省略)

平成○年○月 B・長女Dが家を出る(別居開始)

平成○年○月 A B・Dの家賃の負担をしなくなる(生計維持関係がなくなる)

平成○年○月 Aが転倒、背骨の圧迫骨折で8ヶ月入院 車いす生活となる

平成○年春 AがBに同居を懇請したが、「離婚請求」を送付され、同居に至らず

平成○年○月 A、C 同棲開始(住民票上は○月○日～)

平成○年○月 B ○○家庭裁判所○○支部に離婚調停を申立てる(9年にわたり別居し、婚姻関係は破綻していると記載されている)

平成○年○月 A 脳梗塞発症。B離婚調停を取り下げる

平成○年○月 A 心疾患で入院(Cが家族・内縁の妻として入院手続き)

平成○年○月 A 財産をCに譲るとの遺言書・確認書を作成

平成○年○月(注:「平成○年○月」の誤記と認める。) A 死去(Cが内縁の妻として死亡届、葬儀をおこなう) 添付資料(注:記載省略。なお、主な資料は後記(7)に記載のとおり。)

上記の資料1(注:後記(7)ア記載の本件調停申立書を指す。)・2(注:後記(7)イ記載の本件答弁書を指す。以下同じ。)記載の通り、Aと戸籍上の妻Bの婚姻関係は、平成○年○月にBと長女Dが家を出ることで別居を開始し、約13年間その状態が継続していた。○年○月には家賃を負担しなくなると生計維持関係がなくなり、約10年間生計維持関係はまったくない。資料2によると、平成○年春頃、車いす生活となったAがBに対し同居を懇請したが、Bから「離婚請求」と題する書面が送付され、同居するには至らなかった。平成○年○月頃から、AとCは同居を開始している。平成○年○月にBは、婚姻関係は破綻しているとして離婚調停を家庭裁判所に申立てている。翌年Aが入院をした時点で調停を取り下げたため、戸籍上の婚姻関係は継続したが、別居状態は継続し、音信や訪問

はそれ以降もなかった。平成○年○月以降のAの入院中にも一度も見舞いや面会に来ることはなく、Aは死亡してもBに知らせる必要はないと言っていた。内縁の妻、Cは、Aの元同僚であり、転倒骨折により車いす生活になったAの介護のため、平成○年○月頃より同居を開始し、資料5(注:後記(7)オ及びカ記載の確認書A及び確認書Bを指す。以下同じ。)に記載があるように以降内縁の妻として献身的に介護、入院手続き等身の世話をを行った。Aはこのことに深く感謝をしていた。平成○年○月、Aは心疾患のため入院。資料3(注:後記(7)ウ記載の本件計画書を指す。)・4(注:後記(7)エ記載の本件同意書を指す。)のとおり、Cが内縁の妻として入院手続き等を行い、延命治療についても同意書に署名した。Aは余命が長くないことを悟り、出来るだけのものを内縁の妻Cに残したいと弁護士に相談し、資料5・6(注:後記(7)キ記載の書面を指す。)の遺言書、確認書を作成し、財産を譲るとともに葬儀についても一任した。平成○年○月(注:「平成○年1月」の誤記と認める。)A死去。Cが内縁の妻として死亡届、葬儀を行った。上記のことから、Aと戸籍上の妻Bとの婚姻関係は13年にわたる別居、10年にわたる生計維持関係の消滅、音信や訪問もなく実質的に破綻していた。Cは、約4年間にわたって献身的にAの介護を行い、死亡時には住民票の住所を同じくする生計維持関係にあった。遺言書の内容からも、Cを伴侶として遺産を残したいというAの婚姻関係の意思が確認できる。また、第三者として二人の友人であるEが証明の署名、押印をしている。以上の事から、Aの遺族年金の請求権は、内縁の妻Cにある事を申立てる。

(7) 請求人がAとの事実婚姻関係及び生計維持関係を示す資料として提出した主なものとして、次の各資料が存在する。

ア 離婚調停申立書（〇〇家庭裁判所
〇〇支部が平成〇年〇月〇日付けで
受け付けた平成〇年（家イ）第〇〇
〇〇号夫婦関係調整（離婚）事件（以
下「本件離婚調停事件」という。）に
係るもの。以下「本件調停申立書」
という。）

本件離婚調停事件は、申立人を利害関係人、相手方をAとし、「申立の趣旨」として、申立人（利害関係人を指す。以下同じ。）が、相手方（Aを指す。以下同じ。）に対し、離婚、財産分与、慰謝料の支払及び分割割合を50パーセントとする年金分割を求める旨が記載されている。

そして、「申立の実情」欄「第2 離婚原因が存在すること」として、「4 申立人は、相手方からの暴力や暴言に耐えられなくなり、ギャンブルや飲酒をとがめると、さらに暴力や暴言がひどくなったので、平成〇年〇月に家を出て、現在の住所地へ移り住んだ。長女も相手方の暴力・暴言に耐えられず、申立人と一緒に家を出て、これまで申立人と同居している。別居期間は9年に及ぶ。」「5 当初、相手方は、申立人と長女が住む賃貸アパートの家賃月額〇万円を負担することを約束してくれたが、平成〇年〇月以降、賃料を負担しなくなった。」「6 相手方は、平成〇年〇月頃から、〇〇会社に勤務していた時に同じ職場で〇〇をしていた女性と同棲を始めた。」「7 相手方からの暴力や暴言、ギャンブル癖や酒癖の悪さ、そして、女性と同棲していることに加え、別居してから9年が経過しているので、申立人と相手方は、もはや、婚姻生活を継続することは困難である。」などが記載されている。また、同欄「第3 財産分与について」には、財産分与の対象とする生命保険契約として、保険契約者を相手方、被保険者を申立人であるとする3件の契約が記載さ

れ、いずれも、平成〇年に申立人が家を出る際に、相手方がその保険料を支払うことを約した旨が記載され、そのうち、平成〇年〇月〇日に満期を迎え満期保険金〇〇〇万円の支払があったもの（証券番号を〇〇第〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇号とするd社の生命保険契約。以下「A契約」という。）及び平成〇年〇月〇日に満期を迎え満期保険金〇〇〇万円の支払があったもの（保険証券記号番号を〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇号とする〇〇生命保険契約。以下「B契約」という。）については、いずれも相手方が当該満期保険金を受け取った旨、残りの生命保険契約（保険証券記号番号を〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇号とする〇〇生命保険契約。以下「C契約」という。）については、相手方が保険料を支払っているが、平成〇年〇月〇日の満期時に相手方が満期保険金を受け取る恐れがあるため、保険契約者名義を相手方から申立人に変更することを求める旨が記載されている。

イ 本件離婚調停事件に係るものとして相手方代理人が作成した答弁書（日付として「平成〇年〇月〇日」と記載されている。以下「本件答弁書」という。）

本件調停申立書の記載事項に対する相手方の認否に係る主な主張として、次の記載がある。

「第1 申立の趣旨に対する答弁」として「本件申立には理由はない。」と記載され、「第2 申立の実情に対する答弁及び相手方の主張」の「2 「第2 離婚原因が存在すること」について」として、「(4)申立人が平成〇年〇月に家を出て、現在の住所地へ移り住んだ事実、長女が申立人と一緒に家を出てこれまで申立人と同居している事実及び別居期間が9年に及ぶ事実はいずれも認めるが、その余は不知。」「(5)相手方が平成〇年

〇月以降、申立人及び長女が住む賃貸アパートの賃料を負担していない事実は認めるが、その余は否認ないし争う。相手方は 申立人及び長女が住む賃貸アパートの賃料を負担することを約したが、その期間は申立人が年金を受給するようになるまでであり、申立人が年金を受給開始した後の賃料についてまで相手方がその賃料の支払いについて約束した事実は存していない。」「(6)相手方が平成〇年〇月頃から、女性と同居している事実については認めるが、この事実が離婚原因であるとの主張は争う。相手方は平成〇年代後半頃から足が悪かったところ、平成〇年〇月頃、相手方は転倒し、背骨を圧迫骨折した。相手方は82日間の入院生活を送り、退院後もリハビリに励んだものの、上記転倒の後遺症により歩行困難となり、車いすでの生活を余儀なくされることとなった。そこで、相手方は、平成〇年春ころ、やむなく申立人に再度同居するよう懇請したが、申立人から「離婚請求」と題する書面を送付しされてきたことから明らかなおり、再び同居するには至らなかった。相手方は、平成〇年〇月から元同僚の女性と同居しているが、それはあくまで元同僚からの介護を受けるためであり、全く不貞行為といわれるようなものではなく、離婚原因とはならない。」などが記載されている。また、同「3「第3 財産分与について」については、A契約ないしC契約の3契約について、相手方がしたとする同契約の保険料を支払う約束の事実はいずれも否認する旨、A契約及びB契約の2契約の満期保険金を相手方が受領したことは認める旨の記載などがある。

ウ Aに係るa病院の入院診療計画書(平成〇年〇月〇付け。以下「本件計画書」という。)

病名として「肺気腫、心房細動脱水」、症状として「食欲不振、呼吸苦」などが記載され、本件計画書を家族として受領したことについて、請求人が署名及び押印をしている。

エ Aに係るa病院の延命医療に関する同意書(平成〇年〇月〇日付け。以下「本件同意書」という。)

主病名は「肺気腫」とされ、治療行為として、心臓マッサージ及び除細動は「行わない」、人工呼吸の気管内挿管は「無」とされ、署名欄にAとの続柄を「内縁妻」とする請求人が署名している。

オ A及び請求人が、記載事項について確認し、署名及び押印をした確認書(平成〇年〇月〇日付け。以下「確認書A」という。)

A及び請求人が確認した事項として、「Aは、戸籍上の妻B(すでに13年近くにわたって別居しており、婚姻関係は完全に破綻している)に代わって約4年もの長きにわたり親身かつ真摯に看護・介護をしてくれたCに対し、今回の入院をはじめとして多くの負担をかけたことに対する感謝の気持ちを込め、看護・介護料(感謝の気持ちを込めた謝礼を含む。)として、金〇〇〇万円(月額〇〇万円×〇〇ヶ月)の支払義務あることを認め、これを本日まで支払い、Cはこれを受領した。」と記載されている。

カ A及び請求人が、記載事項について確認し、署名及び押印をした確認書(平成〇年〇月〇日付け。以下「確認書B」という。)

A及び請求人が確認した事項として、第1条(平成〇年〇月までの看護・介護料の支払い)には、確認書Aと同様の内容が、第2条(今後の看護・介護等の依頼・負担)には、第1項に「Aは、Cに対し、今後、さらに必要となる介護・看護等を依頼し、Cはこれを受諾した。」が、第

2項に「Cは、Aのために、今後も引き続き、介護・看護等に誠心誠意、取り組むものとする。」が、第3条（負担付き贈与）には、「Aは、Cに対し、前条の負担を付した負担付贈与（感謝の気持ちを込めた謝礼を含む。）として、金〇〇〇万円を贈与することし、これを本日までにCに支払い、Cはこれを受領した。」が、第4条（諸費用の預託・贈与等）には、第1項に「Aは、Cに対し、金〇〇〇万〇〇〇〇円、および、e銀行f支店の預金（注：A名義の預金口座の口座番号等が記載されているが記載を省略する。）を預託し、Cはこれを受託した。」が、第2項に「前項の預託金（預金債権を含む。以下同じ。）の用途その他は次のとおりとする。一 Aの生存中は介護料・入院雑費その他の諸費用にあてる。二 Aの死後は葬儀代その他の諸費用にあてる。なお、葬儀はCにすべて一任する。三 残余があるときは、その全額をCに贈与する。」が、それぞれ記載されている。

キ Aが記載した遺言書（平成〇年〇月〇日付け）

「本日より一切のものCにゆずる預金年金を含む そうぎ一切仕切る」と記載されている。

ク 〇〇区長が発行したAに係る死体火（埋）葬許可証（平成〇年〇月〇日付け）

死亡者との続柄を「同居者」として申請した請求人に対し、〇〇斎場におけるAに係る火葬を許可する旨が記載され、平成〇年〇月〇日〇時〇分に火葬を執行した旨が付記されている。

ケ g社が作成したAの葬儀に係るご葬儀明細書（平成〇年〇月〇日付け）及び同社が発行したAの葬儀代金に係る領収証2通（平成〇年〇月〇日付けのもの及び同月〇日付けのもの）

Aの葬儀の喪主は請求人とされ、請求人が同葬儀の代金を支払っている。

(8) 日本年金機構〇〇年金事務所長からの照会に対して利害関係人が作成した回答書（平成〇年〇月〇日付け。以下「本件回答書」という。）があり、その主な内容を記載すると、次のとおりである。

亡A様と別居されていたようですが、いつ頃からですか。：平成〇年〇月に私と長女が、夫と別の家を借りて出ました。

年一回以上音信、訪問等ありましたか。：あった

時間とその回数（いつから、いつまで）：私や長女の荷物が、夫の家に置いてあったので、入れ替えに行っていた。毎月行っていた。（平成〇年〇月頃にCさんと言う女の人が家に入ってからは、息子がかわりに行ってくれた。）息子を介してかかわっていた。主人の健康状態を聞く。

音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。：訪問、電話、その他（息子と妹からいつも報告を受けていた。健康を気にしていた。約40年近く主人といっしょにすごしたので。）

音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。：私宛 ゆう便を夫が持って来る。お金を届けてくれる。私が保険証を借りに行く。衣服を入れ替えに行く。月に2回のこともありましたが、全くない月もありました。平成〇年〇月に私の保険証（注：「保健証」は誤記と認める。）が出来るまでです。

亡A様から年一回程度以上送金、仕送り等がありましたか。：あった時期とその回数および金額：毎月私と長女の住む借家の家賃〇万円を届けてくれた。私が65歳になっ

て国民年金をもらうようになって、平成○年○月からこの○万円を届けてくれなくなった。それで何度も話し合いしたが、くれなかった。送金等の方法は次のどれによるものですか。：手渡し、その他（平成○年位からお盆、お正月に御仏さんにお参りし、妹から主人からの家賃代○万位をいただいていた。平成○年のお正月まで。）

送金等の理由は次のどれによるものですか。：生活費の援助、その他（○○保険料の援助（年払）コピーをつけます。）

あなたと亡A様は離婚の合意がありましたか。：なかった

あなたと亡A様は別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。：おこなった

時間とその回数：1平成○年○月○日に二人で話し合った。2平成○年○月の連休に夫と私と息子とで話し合った。3平成○年○月に家庭裁判所で話し合った。夫は離婚しないと書いた。その後（○月）脳梗塞になり話しがしにくくなった。そのため、私は主人がかわいそうになり、裁判を中止した。

亡A様の葬儀はどうされましたか。：平成○年○月に死亡した時、私と息子、娘にも知らせがなく、介護していたCという人がこっそり葬儀をすませていた。私が知ったのは○月○日に近所の友人が知らせてくれた。主人が未婚であり、C様が内縁妻と書いて死亡届を出し、友人3人とお葬式をすませていた。

その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。：主人の家のとりの家は主人の妹が住んでいたのので、生活の事はあまり心配してなかった。この妹がいろいろ様子を教えてくれた。この妹が突然平成○年○月○日に急死した。このため私

に夫の様子などの連絡が入らなくなり夫の死亡さえ知らされなかった。息子、娘も知らなかっておこっています。夫は介護について、Cさんと月○○万円の契約をしていました。契約書を見せてもらいました。私の介入する余地はありませんでした。

(9) 請求人及び再審査請求代理人が審理期日において陳述した主な内容は、次のとおりである。

確認書A及び確認書Bを作成するに至る経緯及びその客観的な事実経過について、その動画や録音データを残したのは、確認書A及び確認書Bが意思能力を有したAの意思に基づき作成されたものであることを明確にするためである。確認書A及び確認書Bを作成するに当たって、Aの思いは、利害関係人には財産を一切渡したくないということであった。それは、Aが、車いす生活になって本当に助けが必要になった時に、利害関係人に同居を懇請したにもかかわらず、利害関係人から、一顧だにされず、離婚の請求を受け、本件離婚調停事件の申立てを受けたということによるものであった。Aと利害関係人との婚姻関係の形骸化を判断するに当たっては、利害関係人が、夫婦関係調整調停ではなく離婚調停を申し立てたことも重視してほしい。そして、本件離婚調停事件については、離婚合意はほぼ決まり、財産分与が争点となっていたものであり、Aの脳梗塞後の事情に照らしても、同調停事件の状況が変わるような事情はなかったものと考えている。また、利害関係人は、娘、息子、孫、妹らを介してAとの家族としての関係性を保っていたと主張するが、問題となるのは、Aと利害関係人との関係性であるところ、それは、15年間、ほぼなかったといえる状況である。加えて、Aから利害関係人に対する経済的援助も、3か月に1回○○万円、年間○○万円程度であり、頻度

や金額の点からも、経済的な相互の依存関係という水準には達していないものといえる。

Aの葬儀については、請求人が一切を仕切るようにというAの遺言により、請求人が仕切ったが、Aの死亡については、普通であれば身内の方が利害関係人に報告しているはずにもかかわらず、利害関係人は近所の回覧板でAの死亡を知ったとしている。利害関係人は、四十九日法要には列席したが、その際、分骨の話もなかった。

(10) 利害関係人代理人が審理期日において陳述した主な内容は、次のとおりである。

利害関係人と長女Dは、Aの暴力もあり、Aと別居することとなったが、c宅はb宅から500メートルほど離れているだけで、完全に帰らないという別居ではないし、しかも、衣類等はb宅に置いたままであったので、利害関係人らは、毎月、衣類等の入替えにb宅に行っていた。そのため、利害関係人は、平成○年○月に請求人がAと同居を始めたこともすぐに分かり、離婚が成立するかどうか、財産分与や年金分割がうまくいくかもしれないということで本件離婚調停事件の申立てに至ったところ、離婚に応じなかったのはAの方であった。そして、Aが脳梗塞で倒れたところ、Aの弁護士から、Aは元気であるが言葉が出にくいということであり、利害関係人はAをかわいそうに思い、本件離婚調停事件の申立てを取り下げることにしたものである。Aが平成○年○月に脳梗塞で倒れた後、長男Fと長女Dはともかく、利害関係人はAを入院先に見舞うことはしていないが、その理由は、請求人と病院で鉢合わせすることを避けるためである。また、利害関係人は、長男Fと長女DがAに会いに行き、子供たちからAの様子を聞いており、Aはそれほど重篤な状態ではなかったと認識していた。加えて、利害関係人は、平成

○年○月の確認書A及び確認書B作成時において、Aが意思能力を有していないとか、寝たきりであるとかといった状態ではないと聞いていたので、Aの余命がわずかですぐに面会しに行かなければならないような状態ではないと考えていたものである。Aから利害関係人に対する経済的援助としては、① 利害関係人は、平成○年○月までの家賃代月○万円の受取の後、平成○年以降の正月と盆の仏壇へのお参りの際にAの妹を介して家賃代○万円を受け取っていたこと、② Aが、利害関係人の国民健康保険料を負担してくれたこと、③ Aが、平成○年○月のAとの別居後も同人が死亡するまで、利害関係人と長女Dの家財道具をb宅に置かせてくれていたこと、④ 利害関係人が別居に当たりAに依頼した、A契約ないしC契約に係る生命保険料の満期時までの支払を、Aが実行してくれたことなどがあげられる。なお、上記①について、受取を確認できる領収書のようなものはなく、上記②の国民健康保険料については、利害関係人が平成○年○月にc宅に住民票を移してからは、利害関係人自身が負担をしている。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 重婚の内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照）。そして、保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項又は国民年金法第5条第7項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定、遺族

厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定、未支給保険給付等の支給対象者に係る生計同一関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、適格死亡者又は老齢給付の受給権者（以下、併せて「適格死亡者等」という。）が重婚の内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。）として認定するものとし、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして、取り扱うこととしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

そして、「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が回復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が回復して存在していないこと。

また、本件通知では、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念

上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2つの要件を備えることを要するものであることとしている。

カ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

キ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

そして、生計同一認定対象者・生計維持認定対象者が適格死亡者等の配偶者であり、適格死亡者等と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるときは、その者は、適格死亡者等と生計を同じくしていた者に該当するとし、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、まず、Aの死亡当時において、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたと認めることができないかどうかを検討する。

前記1で認定した事実及び本件記録によれば、Aの死亡当時において、Aと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認められるのが相当である。

すなわち、前記1(4)によれば、住民票上、利害関係人が平成○年○月○日にb宅からc宅に転居するまで、Aと利害関係人は、いずれもb宅を住所としていたと認められるが、利害関係人自身も、本件調停申立書及び本件回答

書において、平成〇年〇月からAと別居状態になった旨を申し立てているのであるから、利害関係人は、平成〇年〇月に、b宅を出て、c宅において長女Dと生活するようになり、同月からAの死亡時まで14年以上の間、Aとの別居状態を継続していたと認めるのが相当である。そして、同月以降のAから利害関係人に対する経済的援助については、本件調停申立書における「当初、相手方は、申立人と長女が住む賃貸アパートの家賃月額〇万円を負担することを約束してくれたが、平成〇年〇月以降、賃料を負担しなくなった。」との記載、本件回答書における「毎月私と長女の住む借家の家賃〇万円を届けてくれた。私が65歳になって国民年金をもらうようになって、平成〇年〇月からこの〇万円を届けてくれなくなった。それで何度も話し合いしたが、くれなかった。」との記載及び本件答弁書における「相手方が平成〇年〇月以降、申立人及び長女が住む賃貸アパートの賃料を負担していない事実は認めるが、その余は否認ないし争う。相手方は申立人及び長女が住む賃貸アパートの賃料を負担することを約したが、その期間は申立人が年金を受給するようになるまでであり、申立人が年金を受給開始した後の賃料についてまで相手方がその賃料の支払いについて約束した事実は存していない。」との記載からすれば、Aは、平成〇年〇月以降、利害関係人が居住するc宅に係る家賃相当額の負担はしていないと認めるのが相当である。これに対し、利害関係人は、同月以降もAから経済的援助を受けていた旨主張するのであるが、その主張及びそれに対する当審査会の判断は次のとおりである。① 利害関係人は、平成〇年頃から平成〇年の正月まで、盆と正月の年2回、Aの妹を介して、家賃相当額（〇万円程度）を受領していた旨主張するが、その受領の事実を確認できる資料はないし、仮

に、利害関係人がAの妹を介して何らかの金銭を受領していたとしても、どのような趣旨及び性格の金銭であるか位置付けは不明であるし、上記本件調停申立書、本件回答書及び本件答弁書の各記載からも、Aから利害関係人に対する経済的援助と認めることはできない。② 利害関係人は、同人が平成〇年〇月に住民票上c宅に転居するまで、Aが利害関係人に係る国民健康保険料を支払っていた旨を主張するが、同転居後の同保険料は利害関係人が自ら支払っていたとしているのであるから、同月以降の同保険料に係るAによる経済的援助を認める余地はない。③ 利害関係人は、AがA契約ないしC契約に係る生命保険料を満期時まで支払ってくれていたことが、Aによる利害関係人に対する経済的援助に当たる旨主張するが、A契約及びB契約は、Aが満期時にその満期保険金を受領しており、C契約は、本件記録中の〇〇〇が作成した〇〇生命保険契約の証書（保険証書記号番号〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇号。昭和〇年〇月〇日付け。）によれば、被保険者は利害関係人ではなく「D」とされているのであるから、いずれの契約に係る生命保険料の支払も、Aによる利害関係人に対する経済的援助と認めることはできない。また、別紙7において、利害関係人は、保険証書記号番号を〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇号とする〇〇生命保険契約の生命保険料の支払についても主張するが、同保険契約の保険契約者、被保険者及び保険金受取人は、いずれも利害関係人ではなく「F」とされており、同契約に係る生命保険料の支払がAにより行われていたとしても、Aによる利害関係人に対する経済的援助と認めることはできない。④ 利害関係人は、平成〇年〇月の別居後も、Aが、利害関係人に対し、b宅に利害関係人及び長女Dに係る家財道具・生活用品を置くこと及びb宅に係る鍵の所持を許可し

てくれており、そのAの許可は、利害関係人に対する経済的援助に当たる旨主張するが、平成〇年〇月以降のc宅に係る家賃相当額のAによる負担の停止、上記①ないし③の利害関係人の主張に対する事実関係及び当審査会の判断、並びに、本件記録中の確認書A及び確認書Bの作成に係る反訳（以下「本件反訳」という。）に記載された確認書A及び確認書Bの作成に対するAの意思（利害関係人に対しAの財産を一切渡したくないという意思）を併せ考えれば、上記許可をもって、Aによる利害関係人に対する経済的援助があったと認めるのは、困難といわざるを得ない。そうすると、平成〇年〇月以降のAによる利害関係人に対する経済的援助は、平成〇年〇月前までの国民健康保険料の負担が認められる程度であり、同月以降のAによる利害関係人に対する経済的援助はないと認めるのが相当である。

そして、Aと利害関係人との間の音信又は訪問等については、本件回答書によれば、利害関係人は、平成〇年〇月までは、国民健康保険証を借りるためにその都度、b宅に置いてある家財道具・生活用品との入替えのために、請求人がb宅に入って来る平成〇年〇月頃までは毎月、それぞれb宅を訪問し、Aも利害関係人宛ての郵便物等を届けてくれたとし、Aの健康状態や生活ぶりは、息子やAの妹から聞いていたところ、その利害関係人によるb宅への訪問は、その主たる目的は、国民健康保険証を借りるため、家財道具・生活用品の入替えのためであり、Aによる訪問も郵便物等の受渡しのためであり、しかも、Aの健康状態や生活ぶりは、利害関係人がA本人から確認するのではなく、息子やAの妹から聞いていたとしているのであるから、それら訪問はいずれもAと利害関係人との意思の疎通をあらわす訪問と認めることはできない。さらに、利

害関係人は、Aは平成〇年〇月に脳梗塞を発症するが、その後、Aを入院先に見舞ったことはないとし、見舞わなかった理由は、Aの病状は生命の危険があるような重篤な状態ではなく、Aは、会話は困難になったものの、元気であると聞いていたし、請求人に遠慮し、請求人と入院先で鉢合わせすることを回避するためであったと主張している。しかしながら、Aは、平成〇年〇月に脳梗塞を発症し、一旦、退院後、平成〇年〇月に再度、入院しているのであるから、その療養期間の長さ、Aの年齢等を考えれば、Aの病状がいくら重篤でないとか聞かされていたとしても、Aと利害関係人とは通常の夫婦関係にあれば、息子やAの妹からの聞き伝えだけでなく、利害関係人自らがAに面会し、Aの状態を確認するのが一般的と考えられるところ、利害関係人はそれを一切していないのであるから、Aと利害関係人との夫婦関係は、通常の状態であったと認めるのは困難といわざるを得ない。また、本件回答書において、利害関係人は、請求人とAは、介護に係る契約を締結し、利害関係人がAの介護に介入する余地はなかった旨を主張しているところ、請求人とAの関係が契約に基づく介護・被介護の関係であれば、妻である利害関係人が、請求人に対し遠慮する理由はないというべきであり、利害関係人の上記主張は信ぴょう性を欠くものといわざるを得ない。そして、利害関係人は、Aの脳梗塞発症後に取り下げているものの、平成〇年〇月に、Aに対し本件離婚調停事件を申し立てていることが認められるのであるから、これらを考え併せれば、利害関係人が平成〇年〇月にb宅を出て、Aと別居を開始して以降、Aと利害関係人との間に意思の疎通をあらわす音信又は訪問の事実が反復して存在していなかったと認めるのが相当である。

以上によれば、Aと利害関係人は、

利害関係人が平成○年○月にb宅を出て、Aと別居を開始して以降、Aが死亡する時までの間、14年以上の間、別居状態を継続し、その間、Aと利害関係人との間に意思の疎通をあらゆる音信又は訪問の事実は反復して存在していなかったと認められ、平成○年○月以降、Aによる利害関係人に対する経済的援助は、平成○年○月前までの国民健康保険料の負担程度で、同月以後のAによる利害関係人に対する経済的援助は認められず、少なくとも平成○年○月以降、Aと利害関係人との間に経済的な依存関係が反復して存在していなかったと認めるのが相当である。したがって、Aと利害関係人は、長期間にわたって、前記(1)ウないしオの3要件全てに該当し、前記(1)イに該当するから、Aの死亡当時において、Aと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認めるのが相当である。

なお、本件答弁書には、Aが「平成○年春ころ、やむなく申立人に再度同居するよう懇請した」旨の記載があるが、それをもってしても、上記判断は変わらない。

- (3) 次に、請求人がAと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができないかどうかを検討するが、前記1で認定した事実及び本件記録によれば、Aの死亡当時において、請求人は、Aと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるのが相当である。

すなわち、本件申立書及び本件答弁書によれば、請求人は平成○年○月からb宅においてAと同居を開始したとしているところ、利害関係人も、本件調停申立書及び本件回答書において、請求人とAが同月からb宅において同居している旨を記載し、前記(4)によれば、請求人は、住民票上も、平成○年○月○日から、b宅においてAと同一

住所となり、その状態はAの死亡の時まで継続していることが認められるのであるから、請求人は、平成○年○月からAが死亡する時まで、b宅においてAと同居していたと認めるのが相当である。そして、確認書A及び確認書Bは、請求人がAから対価を受領して、Aの介護・看護等を行う旨を約す形式で作成されているものの、本件反訳に記載された確認書A及び確認書Bを作成するに至る経緯及びその事実経過をみるに、利害関係人に対しAの財産を一切渡したくないというAの意思に基づいて作成されたものと認めるのが相当であり、本件計画書及び本件同意書によれば、請求人が、家族として、又は、内縁妻として、署名等をしていることが認められるのであるから、Aの死亡当時において、請求人とAは、前記(1)カ及びキの要件を備えていたと認めるのが相当であり、住民票上も同一住所であったのであるから、請求人は、Aと生計を同じくしていた事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるのが相当である。

- (4) 以上によれば、Aの死亡当時において、Aと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認められ、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであった請求人は、Aと生計を同じくし、かつ、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められるから、請求人には、Aに係る遺族厚生年金及び本件未支給保険給付等が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、いずれも妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。